

文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開

(2005年4月11日に開催された活字文化議員連盟主催の『文字・活字文化振興法シンポジウム』で配布された文書)

文字・活字文化振興法に基づき、政治・行政・民間は連携して、次の施策を推進する。

〈1〉 地域における文字・活字文化の振興

- ・ブックスタートの普及による子育て支援
- ・本の読み語り支援、読書アドバイザーの育成
- ・移動図書館の普及・拡充
- ・作文アドバイザー(著述業、作家等)のネットワーク化による作文活動の奨励
- ・読書・絵本のまちづくり活動の支援、小規模書店の個性化・ブックフェア等の支援
- ・教育機関の図書館の地域開放等支援
- ・未設置市町村における公立図書館の計画的な設置
- ・公立図書館設置基準の改革(自治体単位から人口比への改善)
- ・公立図書館図書(学術・研究等専門書)の整備・充実
- ・公立図書館への専門的な職員・読書アドバイザーの配置の推進

〈2〉 学校教育に関する施策

- ・読書指導の充実、読書の時間の確保による「言葉力」の教育支援
- ・教員養成課程への「図書館科」(仮称)または「読書科」(仮称)などの導入による教員の資質の向上
- ・学校図書館図書標準の達成、学校図書館図書整備費の交付税措置の充実・予算化
- ・小規模校(12学級未満)への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員配置の推進
- ・司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進
- ・高校図書館の充実
- ・盲・ろう・養護学校の読書環境の整備
- ・新聞を使った教育活動の充実
- ・読み書き活動の基盤である国語教育の充実・より豊かな日本語の教育支援
- ・学校図書館支援センターによる学校間、公立図書館との連携・推進
- ・IT化の推進による学校図書館・公立図書館と国際子ども図書館等のネットワーク化の推進

〈3〉 出版活動への支援

- ・文字・活字にかかわる著作物再販制度の維持
- ・学術的価値を有する著作物の振興・普及
- ・著作者及び出版者の権利保護の充実
- ・翻訳機会の少ない国々の著作物の翻訳、日本語著作物の翻訳の振興・支援、それに必要な翻訳者の養成
- ・世界各地で開催されるブックフェア等国際文化交流の支援